

障害者施設での感染対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症
杉並区入居施設系施設通知文(資料1)
杉並区通所施設系施設通知文(資料2)(令和5年5月2日)

●報告基準 **陽性者が3名**で杉並保健所保健予防課へ電話

(2) 新型コロナウイルス感染症の集団感染報告書の基準について
(訂正あり)

- ① 同一感染源から1週間以内に**死亡・重症者**2名以上発生した場合
- ② 同一感染源から10名以上、小規模施設の場合は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①②に該当しない場合でも通常の発生動向を上回る感染症が発生した場合

●届け出先 杉並保健所保健予防課と障害者施策課 障害者保健担当

※事故報告書については指導担当

(3) 東京都「高齢者施設・障害者施設向け感染症ガイドブックが訂されました。(令和6年2月)

- ・个人防护具の使い方を詳しく解説
- ・良く聞かれる疑問点を反映
- ・BCP(事業継続計画)策定にも使える、感染状況にした運営の考え方を掲載

<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kansenshohoguidebook.htm>